

## 1. 「消費者保護ルールの在り方に関する検討会報告書2025（案）」においてガイドラインに明記することが望ましいとされた事項

- ・据置型Wi-Fiサービスを念頭に、**解約時に発生する残債等の条件について契約時に明確に説明すべきである旨**をガイドライン第2章（契約前の説明義務）第2節（基本説明事項）及び第3節（説明方法）に追記

### （参考）報告書2025（案）における記載

#### 第3章 据置型Wi-Fiサービスの状況

特に「実質0円」といった内容でキャンペーンを行っている場合など、利用者が高額な端末販売価格を認識しないまま契約しているケース（その後に解約する際に高額の残債の支払いを求められることで発覚）も見受けられることから、（中略）総務省の「電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン」（以下「消費者保護ガイドライン」という。）において、解約時に発生する残債等の条件について契約時に明確に説明するべき旨反映することが望ましい。

## 2. その他の事項（趣旨の明確化、個社名の変更等）

### （1）説明書面の交付時期の明確化

- ・現行の説明書面の交付時期に関する記述（ガイドライン第2章（契約前の説明義務）第3節（説明方法））について、趣旨を明確化すべく一部修文

### （2）東日本電信電話及び西日本電信電話の社名変更への対応

### （3）その他他法律の条ずれ、誤記修正等